

議案第 129 号

つくば市下水道条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年12月 3 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市下水道条例の一部を改正する条例

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第5号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条の3第5号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに

当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の8第2項第4号中「第7条第1項」を「次条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第6条の2（略） （指定の基準）</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p>(5) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p><u>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ・ウ（略）</p> <p><u>エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>第6条の4—第6条の7（略） （排水設備主任技術者）</p> <p>第6条の8（略）</p> <p>2 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。</p> <p>(1)―(3)（略）</p> <p>(4) <u>次条第1項</u>に規定する検査の立会い</p> <p>第7条（以下略）</p>	<p>第1条—第6条の2（略） （指定の基準）</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p>(5) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p><u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ・ウ（略）</p> <p><u>エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>第6条の4—第6条の7（略） （排水設備主任技術者）</p> <p>第6条の8（略）</p> <p>2 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。</p> <p>(1)―(3)（略）</p> <p>(4) <u>第7条第1項</u>に規定する検査の立会い</p> <p>第7条（以下略）</p>